

太子町教育大綱の計画期間の延長について

1. 策定にあたっての課題

現行の太子町教育大綱は、第5次太子町総合計画後期基本計画との整合を図るため、令和3年度から令和7年度までを計画期間として策定したものです。

現在、本町では、令和8年度を始期とする第6次太子町総合計画の策定を進めています。次期教育大綱は、同計画の前期基本計画との整合を図りながら策定する必要があります。

しかしながら、令和8年4月を始期とする次期教育大綱の策定に着手する場合、総合計画前期基本計画のパブリックコメントの結果が反映される前に策定作業を進めることとなり、総合計画との整合性を十分に確保できないおそれがあります。

2. 対応策としての計画期間延長

第6次太子町総合計画の前期基本計画の内容確定後に教育大綱の策定に着手することとし、現行の太子町教育大綱の計画期間の満了を「令和8年3月末まで」から「令和8年5月末まで」に延長するものです。これにより、次期教育大綱を令和8年6月から施行することとします。

3. 次期教育大綱の策定のスケジュール

○2月： 総合教育会議

- ①現行の教育大綱の計画期間の延長(令和8年3月まで → 令和8年5月まで)
- ②次期教育大綱(案)

○4月： パブリックコメントを実施。

○5月： パブリックコメントにて修正が生じた場合は総合教育会議を書面にて開催。

○6月： 次期教育大綱の施行。

年度	令和7年度					令和8年度					
区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
教育大綱		【教育委員会定例会】	教育大綱(案)作成			【総合教育会議】 ・計画延長の承認 ・案承認	【全協】パブコメ説明 4月号広報パブコメ	パブコメ実施	【総合教育会議(書面)】 案の修正があれば	【全協】パブコメ報告	教育大綱施行 ・議会配布 ・HP公開
総合計画	基本計画(案)作成	【総合計画審議会】	【全協】パブコメ説明 1月号広報パブコメ	パブコメ実施	【総合計画審議会】	【全協】パブコメ報告	総合計画施行				